

2016/05/28 金言（第46号）

女性・女系天皇を認めるべき時代（時代遅れの皇室典範）

公益社団法人國民會館会長 武藤 治太

■「被災者に心を寄せられる両陛下のお姿に思う」

このたびの熊本大地震に当たり、天皇皇后両陛下は、東北大地震と同様に現地を見舞われたが、その御姿にはあらためて感激の念を新たにしたのである。

しかし、天皇皇后両陛下ともすっかり御年を召され、現地を見舞われる御姿には痛々しさを覚えたのは私だけではあるまい。

■第一章「皇統存続のための近年の動き」

第一節「悠仁天皇の時代には、皇族は天皇お一人になられる可能性も」

さて国民の大半は、真におおそれ多いが、今上天皇が崩御された後、皇太子殿下が天皇に即位され、秋篠宮が皇太子につかれるのではないかと漠然と考えているのではないか（注、この八月に陛下の示されたご意向に基づき、翌年九月、「高齢による退位」を可能とする「皇室典範」特例法が成立した）。

すなわち、現在の「皇室典範」によれば、皇位の継承においては「皇位は皇統に属する男系の男子がこれを継承する」ことになっており、現在の直系である皇太子殿下には、愛子内親王がおられるだけで「男子」のお子様はおられないから、現在の典範の規定に従えば、皇統は皇太子が即位され、秋篠宮が皇太子となり、その後秋篠宮家に皇統が移らざるを得ないことになる。すなわち、その後は、秋篠宮の長男悠仁親王が皇統を受け継がれることとなり、直系から傍系に皇位は移行することになる。

しかし、女性宮家創立は駄目、養子制度もだめ、旧皇族の復活は難しく、勿論側室制度はもつての外となると極端に言えば悠仁親王が即位される頃には皇族は、悠仁天皇だけということに成りかねない。ましてや悠仁天皇の皇后になられる方についても正直言つて大変難しく、幸い皇后を迎えても男子が誕生しなければ皇統は絶えてしまうのである。

当會館においては、皇室問題に詳しい田中卓・所功両先生に長年、「指導を仰いでおり、また、當會館とはご縁の深い市村真一先生も「皇室典範」は改正すべきであるとして論陣を張つておられる中で、私が」ときがこの問題について述べるのはおこがましい次第であるが、天皇陛下もご高齢になられる中で、このまま現在の「皇室典範」を改正しないまま進めば、悠仁天皇の時代には皇族は天皇御一人という事実は、明々白々であり、我が国にとつて最重要問題と考えられる。

然るに、安倍首相は憲法改正には大変積極的である。勿論憲法改正は極めて重要な問題であることは認めるが、この「皇室典範」の改正には現状では消極的で、もつと積極的に取り組むべきである。

第二節「皇室典範改正の動きは始まっていたが」

さて、もう少し皇位継承の問題について詳しく触れたいと思う。そもそも、この問題は1965年（昭

和四十年）に秋篠宮文仁親王が誕生されて以来、その後皇室に男子が約四十年間誕生されなかつたため、将来「皇室典範」に定める皇位継承資格者が存在しなくなるというおそれが生じ、2000年代になってから表面化してきた問題である。

「皇室典範」の第一条においては「皇位は皇統に属する男系の男子がこれを継承する」と定められてゐるため、皇位の継承資格者が不足するという大問題がクローズアップされている。この問題を解決するために、皇位継承の順序をどうするのか。未だ史上前例のない女系天皇と、「皇室典範」で認められていない女性天皇を容認すべきか否かを含め、皇位継承を定めている「皇室典範」を改正すべきであるとの声が高まり、2004年（平成十六年）末、当時の内閣総理大臣小泉純一郎氏は「皇室典範に関する有識者会議」という私的諮問機関をつくり、検討に入ったのである。

会議は、2005年（平成十七年）一月から十七回の会合を重ね、同年十一月に「皇位継承について」は、女性天皇、女系天皇の容認、長子継承」を内容とする報告書を提出したのであつた。これに対するマスコミ五大紙の反応は、サンケイを除き肯定的であつたが、三笠宮寛仁親王は、女系天皇には明確に反対され、旧皇族の復帰についても賛成されなかつた。小泉首相はこの改革案に対し積極的であつたが、当時官房長官であった安倍現首相は有識者会議が「男系維持のための方策をほとんど検討していない」また「肝心の皇室の方々の意見を聞いていない」として慎重な態度を示した。

第三節 「悠仁親王誕生で改正は遠のき、女性宮家創設案も見送りに」

ところが、2006年（平成十八年）九月に秋篠宮殿下に長男悠仁親王が誕生され、皇位継承者が近い将来不在になるという可能性が遠のき、与党の内部においても慎重論が強まり、「皇室典範」改正法案の国会上程は先送りとなつた。小泉氏の後任となつた安倍首相（第一次安倍内閣）は、有識者会議が短期間で女系継承を容認する報告書をまとめたことは、拙速であつたとして、悠仁親王のご誕生により前提条件が変わつたとして、有識者会議の報告書を白紙に戻し、男系による皇位継承維持について政府内で議論を開始するよう指図したのであつた。

2010年（平成二十二年）以降「皇室典範」改正に関する議論は進展していながら、皇室において、若年の男子皇族がほとんどいないという状況が続いている。現行の「皇室典範」が改正されずにそのまま存続すれば、今後皇室に男子の皇族が誕生しない場合、唯一の最年少の男子たる悠仁親王が、天皇に即位される時期には、皇族の薨去や女子皇族の婚姻による皇籍離脱により、再々述べているように皇室に皇族が一人しかいない、という最悪の状態となる可能性がある。

一方、現行の「皇室典範」では「皇室女子は天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇室の身分を離れる」と規定されており、これを改正して女性宮家を創設すれば女性皇族は婚姻後も皇族として止まることができる。事実、女性皇族は適齢期に達しているため今後皇籍を離れると皇室の活動に支障をきたすおそれがあるとして、これに歯止めをかけるため、2011年（平成二十三年）当時の羽毛田宮内庁長官が女性宮家の創設を検討課題とする考えを表明し、当時の民主党政権の野田首相はこの案を検討して国会への上程をめざした。しかし、自民党の安倍首相（第二次安倍内閣）へと内閣が交替したため、女性宮家を創設する皇室典範改正案は見送られたのであつた。安倍首相は、案ずるに女性宮家の創設は、女性・女系天皇へと繋がる懸念を抱いていたのではないかと推察されるのである。

■ 第二章 「皇統がとだえようとしているのは何故か、又その対策は如何」

第一節 「男子皇族が女性皇族に比べなぜ極少数になったのか」

さて、先ずどうして現在の皇室にこのように皇位繼承者である男子皇族が払底してしまったかであるか、それには次の三つの理由が挙げられる。

一つには 戦後の連合軍最高司令部の方針により伏見宮系の皇族（持明院統の直系となる傍流皇族）が大量離脱し、皇族の数が減り、皇族は、昭和天皇のご兄弟常陸宮家、三笠宮家のご次男、三男が宮家をたてられており、そしてその後は、昭和天皇のご兄弟常陸宮家、三笠宮家のご次男、三男が宮家をたてられており、そして皇太子の弟君が秋篠宮家と、戦前に比べ宮家の数は激減しているのである。

二つには 大正天皇が側室を廃止し、昭和天皇以降は一夫一婦となり、また現「皇室典範」には、非嫡出子は皇族の身分をあたえられないと規定されている。三つには秋篠宮ご誕生のあと誕生された皇室の方九名は全て女性であったことである。

第二節 「対策1..女性天皇と女系子孫に皇位繼承権を」

それではこの窮状を開拓するために如何なる方策を考えるべきかであるが、先ず女性天皇及び女系子孫にも皇位繼承権を認めることである。この女系容認論の柱となつてゐる考えは、一二五代続く天皇家は皇祖神である天照大神の子孫である。天照大神は女神であり、日本の皇室は女性から始まつたといつて差し支えない。我が國家督相続、明治以降の皇位繼承からみても直系優先であり、この方が国民になじみやすい。

第三節 「対策2..旧皇族の皇籍復帰、対策3..養子縁組も必要」

男子優先の考え方が移入されたのは、あくまで中国にその起点がある。中国は男系優先（絶対）であり、何時ではなく、この考えが我が国にも移入されたのではないかといわれている。中国に女性皇帝はないのか。シナにもれつきとした女帝がいた。唐の則天武后は正真正銘の女帝である。日本で一二五代に亘り男系が続いたのは、側室制度の存在を無視出来ない。事実日本で一二五代の内半分以上は側室からの誕生である。近世でも（光格・仁孝・孝明・明治・大正の各天皇は側室出である。

男系にこだわる論者が主張するのは、旧皇族の皇籍への復帰であるが、一時的に男系の男子を確保出来たとしても、現在の晩婚化や一夫一婦のもとでは、三代程度で現状と変わらない状況に陥るのではないか。勿論、女性天皇・女系天皇と並んで旧皇族の皇籍復帰、養子縁組も制度化することは必要である。

■ 第三章 「皇統の正当性とは何か？」

第一節 「男系・女系でなく、神武天皇の血筋であるかが重要である」

さて、私見ではあるが、私にとって理解できないのは、男系とか女系にこだわり論ずるのはおかしいと思う。端的に云つて、我が国にとつてなによりも重要なことは皇室に天照大神（の子孫と伝えられる）神武天皇の血筋が、男系とか女系にこだわらず永久に継続することなのではないか。先程来述べてきたように何回も云うようだが、一二五代に亘り男系皇統が続いたのは側室制度によるところが極めて大き

いのである。そうであるならば、男系・女系にかかわらず、継承者の血が神武天皇に繋がっている」とこそ最も重要なことではないのか。

第二節「女性蔑視のY染色体論」

一頃よく言われた意味不明なY染色体なる言葉は、最近聞かれなくなつたが、これこそ私にいわせれば女性蔑視以外のなにものでもない。男系を主張する人は、「皇位は男子により継承され、例外なく代々継承されてきた。天皇の正当性は、歴史と伝統によつてのみ保証されるのであり、女系天皇が即位されれば男子による皇統は断絶し、全く家系が異なる天皇が生まれることになる。」とする。このように女系天皇は正当性がないので国民の統合の象徴には成り得ないとも主張する。それでは男系論者にあらためて「男系でなければいけないと理由」を問いただすと「伝統だから」としか説明しない。

第三節「田中・所両先生の学説に学ぶ」

さて、天皇が天皇である必要条件が男系でなければいけないというルールは、明治の旧「皇室典範」制定までは存在しなかつた。むしろ8世紀の大宝令・養老令の「繼嗣令」には「およそ皇兄弟と皇子、皆親王となす」という本文があり、さらに（原注に）「女帝の子も亦同じ」とあり、男系を通常の本則としながらも非常の場合の補則として「女帝」の存在を容認したもの、と所功先生は云われている。

また田中卓先生によると、「皇統譜」は、明治天皇の直裁によるものであり、学者や評論家による議論の余地など全くなき。その「皇統譜」に「世系第一」として天照大神が明記されており、三種神器、新嘗祭、伊勢神宮、天壤無窮の神勅あるいは天皇自らの権威の根源は、すべて天照大神に由来するとしている。そして、母系にせよ明瞭に皇統に繋がる方が即位して、三種の神器を受け継がれ、さらに大嘗祭を経て皇位につかれれば「天皇」であるとされている。

■終わりに「陛下のお考えこそ」

最後になるが、やはり「皇室典範」は元々皇室の「家法」であつたものなのに、現状では憲法の定めにより国会での改正を要せざるを得ない。しかしながら、元々「家法」なのだから、今上陛下が「皇室典範」について、どのようにお考えになつているかが一番の問題なのではなかろうか。ある方は、あくまで私見として陛下のお考えをお聞かせ下さいと国会決議をしてはどうかとさえ云つてゐる。

考へるに、小泉内閣当時作られた「皇室典範に関する有識者会議」には、実際のところ法的には不可能なことなのであるが、陛下のご意向が反映していたかどうか知りたいものである。

（本稿は武藤治太会長の書下ろしです）

※再録にあたり、元文の目次を省き、横書きを縦書きとし、数字の一部を漢数字に改め、句読点と改行を少し増やし、若干の語句の（ ）内に補注を加えた。